



令和6年度 認定こども園 吹上幼稚園 募集要項

学校法人正仙寺学園 〒328-0125 栃木市吹上町1376 TEL0282-31-1543 E-mail:fuki-you@cc9.ne.jp

**自然と文化に恵まれた豊かな環境と
仏教保育の生命尊重の心に基づき**

日常生活の習慣やきまりを大切にし、

優しく節度ある生き生きのびのびしたこどもを育てます！！

※この募集要項の記載内容をよくお読みいただき、内容に同意いただいた上で入園願書をご提出ください。

受付期間：令和5年9月1日(金)～9月29日(金)まで

◆募集定員

	利用定員	学齢	組
・0歳児 (生後6か月～)	6名 (3号認定 6名)	0歳	めぐみ
・1歳児 (令和4年4月2日～ 5年4月1日生)	10名 (3号認定19名)	1歳	ふたば
・2歳児 (令和3年4月2日～ 4年4月1日生)	3名 (3号認定20名)	2歳	わかば
満3歳児	10名 (1号認定10名)	2歳	わかば
・3歳児 (令和2年4月2日～令和3年4月1日生)	30名 (1号認定30名・2号認定22名)	年少	つぼみ
・4歳児 (平成31年4月2日～令和2年4月1日生)	若干名 (1号認定40名・2号認定22名)	年中	ゆり
・5歳児 (平成30年4月2日～31年4月1日生)	若干名 (1号認定40名・2号認定21名)	年長	まつ

※別途3号認定にならない満3歳未満児(わかば)を4名程募集します。

◆入園申込 … 申込みに必要な書類は幼稚園にありますので取りに来てください。

下記の書類に **入園申込手数料5,000円** を添えて、お子さんを同伴の上、お早めにお申し込みください。
入園申込手数料は返金しません。

【1号認定】

入園願書・同意書(園の運営方針・利用料金に対する同意書)、教育・保育給付認定申請書を園に提出。

【2号・3号認定】

入園願書・同意書(園の運営方針・利用料金に対する同意書)、教育・保育給付認定申請書、保育所等利用申込書、家庭状況調査票、子どものための教育・保育給付認定および子育てのための施設等利用給付認定に関する同意書、就労証明書または自営業就労申立書(あるいは他の必要書類)を園に提出。

※兄弟の場合、保育認定に必要な書類(別紙参考資料を参照)は一人分の証明を取り、他はコピーで可能です。

※提出された書類は返却できないので、控えが必要な時は提出前にコピーして保管ください。

※第3子以降の幼児の場合、別途 **第三子以降保育料免除申請書** を園に提出してください。

※各種書類に記載する住所・氏名は**住民票記載通りに正確に記入**してください。

※教育・保育給付認定申請書 記入上の注意

(1号・2号併願の方は、教育・保育給付認定申請書を1号・2号それぞれ1枚ずつ提出)

「保育の希望の有無」：1号認定希望の方は「無」、2号・3号認定希望の方は「有」。

- ①保育の利用を必要とする理由等：1号認定希望の方は記入しない。2・3号認定希望の方は「有」へ記入する。
- ②申請児童の状況 ③世帯の状況：全員記入する。
- ④利用を希望する期間、希望する施設名称：全員記入 **利用を希望する施設名(注1)第1希望：認定こども園吹上幼稚園を記入**
- ⑤税情報等の提供に当たっての署名欄：必ず署名する。(自署でない場合は押印必須)

※**第三子以降保育料免除申請書** 記入上の注意 **申請日、入所決定日は記入しない。**

◆利用時間・利用料金について

別紙『認定こども園 吹上幼稚園』運営方針の概要をご参照ください。

◆利用料金の口座振替について

当園では利用料金の納入を振替手数料無料化のために**栃木信用金庫による口座振替**で行っています。栃木信用金庫に口座のない方は入園内定後、普通預金口座を最寄りの栃木信用金庫窓口にて開設して頂きますようお願い致します。父親、母親、どちらの名義で作成して頂いても結構です。

◆入園迄の予定 今後の園からの連絡は、園のメールアプリまたは手紙を郵送いたします。

※入園申込手数料5,000円の領収書の裏面に、メール連絡網アプリのダウンロード案内がありますので、必ずダウンロードお願い致します。1号認定の内定通知や、全員へ今後の連絡に使用します。

1号・2号認定		3号認定	
8月24日(木) 9:45受付 吹上幼稚園施設見学・説明会			
9月1日 ～ 9月29日	入園願書・教育・保育給付認定申請書等提出 願書受付時に簡易面接を実施	9月1日 ～ 9月29日	第1希望園にて直接入所申込手続き 入園願書・保育所等利用申込書・教育・保育給付認定申請書・(就労証明書等も添付)提出 「保育所入所認定調書」園が聴き取り 園より市に保育所等利用申込書等提出
10月下旬	入園面接 面接により選考 10/23(月)～10/27(金) 午後15時以降。一人15分程度を予定。個別で先生との面談。発達状況・健康状態の確認をさせていただきます。	11月下旬	市で利用調整
11月初め	園より市に教育・保育給付認定申請書提出 アプリで内定通知を受ける(1号) 内定を受けた方は栃木信用金庫にて口座開設をお願い致します。	12月初旬	栃木市より選考結果通知 内定を受けた方は栃木信用金庫にて口座開設をお願い致します。
		12月4日～ 12月22日	二次申込(一次申込に間に合わなかった方) 本年度より第一希望園にて直接入所申込
12月初め	栃木市より選考結果通知(2号) 内定を受けた方は栃木信用金庫にて口座開設をお願い致します。	1月下旬	市で利用調整
	入園料納入・制服注文 12/12・19(火)のにこにこクラブの後、制服・体操着採寸、開設口座確認を行います。口座確認後、開設口座より入園料 50,000 円を口座振替にて納入頂きます。		
2月中旬	制服・体操着の引渡し 2/20(火)のにこにこクラブの後、制服・体操着の引渡しを行います。保育用品・制服代は口座振替にて納入頂きます。	2月初旬	栃木市より選考結果通知 内定を受けた方は栃木信用金庫にて口座開設をお願い致します。
3月初旬	利用者負担額決定通知書受け取り(園を経由)	2月下旬	入園説明会、入園料納入 個別に実施。日程等それぞれにご連絡します。 3号入園料納入、保育用品代納入、開設口座確認、諸説明など。
3月23日	入園説明会 3月25日(月)午前10時～正午 保護者の方だけ登園:保育用品受取、入園の諸説明などを行います。	3月初旬	利用者負担額決定通知書受け取り(園を経由)

※2号・3号の入園申込について、9月中に第1希望園に直接申込み書類をご提出いただきます。申込が間に合わない方は12月4日以降に第1希望園に直接申込み書類をご提出いただきます。

※市の利用調整により2号で当園に入園不可となった場合、1号・2号併願の方は、提出済みの1号の「教育・保育給付認定申請書」で、1号認定で当園に入園することが可能です。

※現住所は栃木市だが、令和5年1月1日時点、栃木市外に住居登録していた方、もしくは現在他市に在住で入園前に栃木市に転入予定の方。

住民登録していた自治体発行の令和5年度住民税課税証明書または非課税証明書を栃木市に提出ください。

◎父母の分が必要です。ただし、祖父母が家計の主宰者の場合は祖父母の分も必要です。

転入に関する誓約書（必ず栃木市での住所がわかる書類を添付）を栃木市に提出ください。

◎住宅の売買契約書や賃貸契約書、実家の場合は公共料金の領収書等

◆特別正課保育(運動能力の向上と、国際化する社会の多様性への寛容力を育てます)

外部講師を迎え保育時間内にクラス毎週30分、月4回の特別保育を実施しています。

①英会話教室(年中組対象)外国人講師と一緒に楽しく英会話に親しむ。

「バナナキッズ」講師2名(1名外国人) 指導料は園負担

②体操教室(年少～年長組対象) 色々な用具で楽しく遊び運動能力を高め、丈夫で健康な身体をつくる。

「幼体連」講師1～2名 指導料は園負担

③リトミック(2歳児～年長組対象) 音楽との楽しいふれあいを通して、情緒や表現力を育む。

「大塚裕子先生」講師1名 指導料は園負担(月1回)

◆充実した課外教室(対象:年少児以上)

「カワイ音楽教室」 個人レッスンのピアノ教室 「カワイ体操教室」 新体操で健康アップ!!

「幼体連サッカークラブ」 ボールと友達になろう 「幼体連スポーツクラブ」 運動能力向上を目指そう

「バナナキッズ英会話教室」 外国人講師と一緒に英語に慣れ親しまおう!!

◆楽しい未就園児親子教室

親子にここクラブ 原則月3回の火曜日 午前10時～12時(ただし、4月・8月は除く)

楽しい遊びを準備、予約不要で無料、気軽にお出かけ下さい。

5年度予定: 9/5 9/12 10/10 10/24 11/7 11/14 11/21 12/12
 12/19 1/16 1/23 1/30 2/6 2/13 2/20 3/5

◆雨の日も楽々!ドライブスルー登園!(対象:年少児以上)

年少組～年長組はドライブスルー方式の送迎で、車から降りずに忙しい朝も雨の日も楽々登園ができます。

(*降園は学年ごとに時刻をずらして駐車場の混雑を避けて頂き、通常通りのお迎えとなります。)

◆時代にマッチしたPTA組織づくり

「働くお母さん・お父さんに負担のないPTA」

※ 地区役員・クラス役員などの役員制度はありません。

行事の時など保護者の皆様のお手伝いが必要な時にボランティアを随時募集します。

※PTA3役(会長1名・副会長2名・会計2名)のみPTA会員より選出し、保護者の皆様の代表として園の主要行事(運動会・卒園式等)・外交に協力して頂きます。

※入園された皆様には会員となって頂きますことをご了承ください。皆様から頂いた会費を、子どもたちの為に使用させていただきます。(備品購入・消耗品購入・行事賛助金等)

◆入園に関する注意事項

※この注意事項の記載内容をよくお読みいただき、内容に同意いただいた上で入園願書をご提出ください。

【2・3号認定の方】

- ※土曜保育は希望者がいる場合のみ実施、最長7：30～18：30ですが希望利用時間により短縮することがあります。土曜保育の利用希望者は4月までに利用申込書を園にご提出ください。0・1歳児は体力的な疲労を考え、利用を制限させていただく場合もありますのでご了承ください。
- ※2・3号認定の保育時間は、あくまでも利用可能な最大枠であり、実際の保育時間は、就労等の事由により保育を必要とする時間のみとなります。お仕事が終わり次第お迎えとし、平日の勤務休日は家庭保育にご協力ください。ただし、夜勤などの就労形態の方はご相談に応じます。
- ※最長7:30-18:30は時間厳守してください。この時刻の前後はお預かりできません。
- ※入園後、園に断りなく就労時間の短縮や退職などをした場合は、認定取り消しとなる場合があります。
- ※入園後、同居・離別等により家族状況等が変動した場合は必ず申し出てください。特に65歳以下の無職の祖父母と同居する場合は保育要件を満たさなくなりますのでご注意ください。
- ※2・3号認定として入園後に妊娠し、出産予定の方は早めに園に申し出、産前産後・育児休業認定への変更申請をしてください。
- ※2号認定で育児休業中の方は、14時30以降の保育や長期休業中の保育は極力避け、家庭保育にご協力ください。3号認定の育児休業中の方も最大利用時刻より早めのお迎えにご協力ください。
- ※入園希望者は、入園(認定開始日)前の一時預かり等の保育を利用することはできません。

【1号認定の方】

- ※2・3号へ無断での変更申請は受け付けません。希望がある時は必ず園に相談してください。状況により希望に添えない場合があります。
- ※1号認定の預かり保育には定員があります。入園後に就労を伴う預かり保育の利用を希望する場合は、空席状況によって希望に添えない場合がありますので、就労先を探す前に必ず園に相談してください。
- ※1号認定で入園後、数年後に復職予定がある方は就労先や利用時間を必ず入園申込時に申告ください。

【共通】

- ※給食では、アレルギー以外の理由で、特定の食材を排除することはできません。また、宗教的な理由で排除したい場合は、弁当持参をお願いします。
- ※保育の様子を写した写真等を園内のアカウントでインターネット等に掲載するにあたり、掲載を望まない方は、事前に園にご連絡ください。
- ※3ヶ月保育料を滞納した場合は、出席停止または退園をお願いすることがあります。
- ※事前に手紙等でお伝えした持ち物や服装、行事日程などの変更を行う場合があります。ご理解をお願い致します。
- ※言葉の遅れ・発達遅滞・その他について医療機関・療育センター等に相談された方、市の乳幼児健診で発達の遅れ等指摘を受けられた方は、事前にお知らせください。
- ※入園後の集団生活の中で、発達遅延により支援・加配が必要となった場合は、早期の発達支援に繋げるため療育への通所をお願い致します。また市・県に加配補助金申請をすることが出来るよう、療育手帳のコピー、または、診断書のご提出をお願い致します。また、加配が必要なお子さんは2号への認定変更や新2号への申込をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。
- ※ネグレクトや虐待が疑われる場合には、栃木市への報告が義務付けられていますので、発見した場合は速やかに報告致します。
- ※本園では原則、登降園は保護者による自家用車での送迎をお願い致します。バス送迎は1号認定の希望者のみとさせていただきます。ルートの都合により希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。また、バスの利用中、住所変更をされた場合、利用を中止させていただきます。
- ※その他、詳細な注意事項、教育方針については入園時にお配りする「幼稚園のしおり(兼重要事項説明書)」でご確認ください。子どもたちを取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、記載内容が変更になる場合があります。よって園から配布される全てのお手紙の内容は重要事項説明書に準じます。
- ※入園料をご納入頂いた方は、入園募集要項および重要事項説明書を確認し、園の運営方針に同意して頂いたものとさせていただきます。
- ※納入金、利用時間、注意事項など良くご確認頂き、ご承諾頂きましてから入園をお申込み下さい。

【参考資料】

◆認定こども園とは

認定こども園は、保育を必要とする児童を預かる保育所と、保育の必要性の有無にかかわらず満3歳からの児童の教育を行う幼稚園の両方の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。3歳以上児については、保育所部分と幼稚園部分の認定区分に関係なく、同じクラスで同じ保育活動や行事を行います。

※認定こども園の保育所部分は、保育園と同様に保育を必要とする状態にあることが要件となります。

◆認定区分とは

居住する市町による認定を受けることが必要（3つの認定区分）

1号認定：満3歳以上で幼児教育を希望する場合（利用先：幼稚園、認定こども園）

2号認定：満3歳以上で保育認定された場合（利用先：保育所、認定こども園）

3号認定：満3歳未満で保育認定された場合（利用先：保育所、認定こども園等）

※就労状況が変われば認定区分の変更が必要となります。

※満3歳未満で保育認定されない場合は認定対象外となります。

◆保育認定される(2・3号認定を取得する)には

①保育を必要とする事由（次のいずれかに該当することが必要です。）

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 就労（パートタイム、居宅内労働等すべての就労を含む） | <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 |
| <input type="checkbox"/> 保護者の疾病、障がい | <input type="checkbox"/> 同居家族の介護・看護 |
| <input type="checkbox"/> 求職活動（起業準備を含む） | <input type="checkbox"/> 就学・技能習得 |
| <input type="checkbox"/> 就学・技能習得 | <input type="checkbox"/> その他、市町村が認める場合 |

②保育の必要量（就労を理由とする場合、次のいずれかに区分されます。）

a 保育標準時間利用：両親ともフルタイムの共働き（利用時間：最長11時間/日）

※就労時間が1か月当たり120時間以上

b 保育短時間利用：両親どちらかパートタイムの共働き（利用時間：最長8時間/日）

※就労時間が1か月当たり64時間以上120時間未満（下限64時間/月）

③優先利用該当の有無 ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業等

◆保育認定に必要な書類とは

保育を必要とする事由	保育の必要量	認定に必要な書類
①就労	保育標準時間認定 または保育短時間認定	就労証明書（勤務先の証明）または自営業申立書 ※65歳未満の同居者全員分が必要です。
②妊娠、出産 ※産前6週・産後8週のみ認定	保育標準時間認定	新生児の母子手帳の写し…出産予定日が確認できるもの
③保護者の疾病、障がい	保育標準時間認定	医師の診断書又は障害者手帳、療育手帳等の写し
④同居家族の介護・看護	保育標準時間認定 または保育短時間認定	介護・看護状況等申告書 医師の診断書又は障害者手帳、療育手帳等の写し
⑤災害復旧	保育標準時間認定	罹災証明など
⑥求職活動	保育短時間認定	ハローワークカードの写しまたは申立書…求職活動をしていることがわかるもの ※求職活動の方は直接、市役所の保育課窓口での申込となりますのでご注意ください。
⑦就学、技能習得	保育標準時間認定 または保育短時間認定	学生証の写し、受講の証明ができるもの （趣味や通信教育を除く）
⑧その他、市が必要と認める場合	状況により判断	保育課に要相談

※兄弟の場合は、ひとり分の証明を取り、他は写し（コピー）で可能です。

◆基本保育料（利用者負担額）・副食費について

①基本保育料・副食費の算定 別紙参考資料「栃木市利用者負担額並びに当園給食費」を参照ください。

基本保育料は居住市町の定める利用者負担額となり、市民税の課税額により階層区分が決まります。

②基本保育料・副食費算定のための書類

現住所は栃木市だが、令和5年1月1日時点、栃木市外に住居登録していた方、もしくは現在他市に在住で入園前に栃木市に転入予定の方。

住民登録していた自治体発行の令和5年度住民税課税証明書または非課税証明書を栃木市に提出ください。

※父母の分が必要です。ただし、祖父母が家計の主宰者の場合は祖父母の分も必要です。

転入に関する誓約書（必ず栃木市での住所がわかる書類を添付）を栃木市に提出ください。

※住宅の売買契約書や賃貸契約書、実家の場合は公共料金の領収書等

令和6年度『認定こども園 吹上幼稚園』運営方針の概要

運営主体名	学校法人正仙寺学園 認定こども園吹上幼稚園 (幼稚園型認定こども園) 理事長 酒井精一 〒328-0125 栃木県栃木市吹上町1376 園長 酒井明美 TEL 0282-31-1543 FAX 0282-31-1591 E-mail fuki-you@cc9.ne.jp 平成28年3月25日認定	
沿革	昭和33年9月1日 「正仙寺子供の家」を本堂の一隅に開園 昭和42年3月29日 個人立吹上幼稚園 認可 昭和56年3月13日 学校法人正仙寺学園吹上幼稚園 認可	
教育の願い	建学の精神は仏教保育の理念に基づく「生命尊重と思いやりの心を育てる保育」。「みんなみんな ほとけの子」を教育の願いとし、自然と文化に恵まれた環境を活かした豊かな体験を通して、優しく節度ある生き生きのびのびした子どもを育てます。	
教育目標	「優しく生き生きした子ども」 ・健康で、心豊かな思いやりのある子ども ・マナーを身につけ、仲間と協力する子ども ・自分で考え、意欲的に活動する子ども	
利用定員	3号認定 0歳児(生後6か月～) 6名 1・2歳児 19・20名 2号認定 3・4歳児 各22名 5歳児 21名 1号認定 満3歳児 10名 1号認定 3歳児 30名 4・5歳児 各40名 ※別途3号認定にならない2歳児10名程度募集(わかば組)	
保育内容	*1号・2号は書類上の区別で、同じクラスで活動し、制服や保育用品も同じで、2号は保育終了後にお預かりルームで過ごします。 *3号と3号認定外の2歳児は保育ルームで保育し、午睡を適宜とり、15時におやつをとって過ごしますが、年間行事には年齢を考慮して参加します。	
休園日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日) ※1号：土曜日、長期休業日は休園日とする。	
保育時間(平日)	1号認定 [教育標準時間認定]幼稚園部 満3歳以上 幼児教育を希望される方	月～金 9:00～14:30 *土曜日・日祭日・長期休業日は休園 保育時間前後、長期休業日は預かり保育実施 (保護者が就労している方が対象。緊急時は相談可) 最長7:30～18:30 (満3歳児は預かり保育利用不可)
	2号認定 [保育認定]保育園部 満3歳以上 保育の必要な事由に該当する方	月～金 最長7:30～18:30 ※土曜保育実施 ①保育標準時間 7:30～18:30(最長時間) ②保育短時間 8:30～16:30 *日曜日・祝祭日・年末年始は休園
	3号認定 [保育認定]保育園部 満3歳未満 保育の必要な事由に該当する方	月～金 最長7:30～18:30 ※土曜保育実施 ①保育標準時間 7:30～18:30(最長時間) ②保育短時間 8:30～16:30 *日曜日・祝祭日・年末年始は休園
土曜保育	実施 給食なし(弁当持参) <u>就労証明などの理由書の提出が必須</u> 保育時間 7:30～18:30(希望利用時間によって時間短縮有) ※土曜保育は希望者がいる場合のみ実施 (行事や研修で休園の土曜日あり)	

延長保育 (2・3号)	保育短時間 保育時間前 7:30~ 8:30 保育時間後 16:30~18:30 保育標準時間 開園時間と同様につき延長保育はない。	
預かり保育 (1号)	平日保育時間前 7:30~ 8:30 平日保育時間後 14:30(11:30)~18:30 長期休業日 7:30~18:30(最長時間) *緊急利用以外で、就労による利用希望の場合は新2号取得申請および 就労証明書の提出が必須。園に要相談。利用不可の可能性もある。	
一時預かり 認定外	満3歳未満 保育の必要な事由に該当しない方 保護者の事情による一時的な幼児の預かり 保育	8:30~14:30 (わかば組) 原則週3回まで 毎日利用は園と直接契約
給食	月~金曜日の週5日 自園調理完全給食 給食業者に全面委託(献立、調理、衛生管理、その他) *昼食、離乳食、1~2歳児おやつ、預かり保育おやつ等 すべてを提供 *アレルギー食にも全対応 ※医師の食物アレルギー証明が必要	
個人情報の 取扱い	入園願書等で提供いただいた個人情報は、以下の通り取扱います。 ①行政手続きや緊急時等、正当な目的において必要な範囲内で使用する。 ②保管や廃棄に際しては、園外部に漏洩や紛失なきよう細心の注意を払う。 ③教職員に守秘義務の徹底を図り、退職後も同様とする。	

【利用料金】下記の特定負担額を含む利用料金に同意の上、入園申込をしてください。

- ・当園では園児の居住する市町の定める基本保育料を毎月(8月を含む)徴収します。
- ・また、当園独自に定める特定負担額として、下表の通り徴収します。
入園時に入園申込手数料5,000円と入園料50,000円
毎月 施設維持費を1号認定1,500円、2号・3号認定2,000円
これらのほか、下表に定める実費徴収など、必要に応じて徴収します。

種別	名称と金額	備考
基本保育料	居住市町の定める利用者負担額(月額)	3歳から5歳(年少から 年長)は無償
特定負担額	入園申込手数料 5,000円(入園時)	入園申込時
	入園料 50,000円(入園時) (施設設備及び研修充実のため)	入園契約確定時 兄弟同時入園時年下半額免除
	施設維持費(1号認定) 1,500円(月額)	施設・保育の維持向上のため
	施設維持費(2・3号認定) 2,000円(月額)	〃
実費徴収	給食費(1号認定) 7,200円(月額)	内副食費4,800円、欠席返金なし
	給食費(2号認定) 9,000円(月額)	内減免副食費5,000円、〃
	給食費(3号認定) 0円(月額)	基本保育料に含まれる
	月~金曜日週5日完全給食費12等分の実費	所得により副食費免除
	バス維持費(利用者) 3,000円(月額)	3歳児以上利用可能
	制服(約36,000円)、体操着(約12,000円)	1・2号入園進級時
保育用品(年少約10,000円、年中約3,000円、	1・2号入園進級時	

	年長約5,000円)			
	行事参加費、記念写真代など		随時	
	スモック代 (約7,500円)		3号入園進級時(1・2歳) 2歳児1時預かり開始時	
	保育用品(0歳児約5,600円、1歳児約5,500円、 2歳児約2,300円)		3号入園進級時 2歳児1時預かり開始時	
そ の 他	P T A会費 (0・1・2歳児) 300円 (月額) (3・4・5歳児) 500円 (月額)		全園児 タオル・雑巾・袋類等の消耗 品・遊具購入費・行事補助	
	卒園積立金 (1・2号認定) 1,000円 (月額)		年長児のみ	
個別利用料	延長保育 (2・3号)	保育標準時間	設定なし	保育時間7:30~18:30のため
		保育短時間	100円/日 100円/日	7:30~ 8:30 16:30~18:30
	預かり保育 (1号)	保育時間前	100円/日	7:30~ 8:30
		保育時間後	400円/日 300円/日	11:30~16:30 午前保育時 14:30~16:30 通常保育時
			100円/日	16:30~18:30
		長期休業日	450円/日 150円/日 100円/日	8:30~14:30 14:30~16:30 16:30~18:30
	新2号認定の3歳(年少)以上利用料は実質無償(保育認定書類が必須)			
一時預かり <u>原則3回/週まで</u>	2歳児 2,000円/日 3歳以上児 1,500円/日		8:30~14:30 昼食・おやつ代別 <u>毎日の時は園と直接契約</u>	
昼食代	乳幼児食 450円/食、 大人食 540円/食		1号預かり保育・保護者参観試食 会等で実費にて提供	

栃木市利用者負担額（利用料）並びに当園給食費（主食費・副食費）【令和6年4月～】

(単位:円)

推定年収	階層区分	1号認定				2号認定				3号認定			
		階層区分	保育料	主食費	副食費	3歳児		4歳以上		主食費	副食費		
						標準時間	短時間	標準時間	短時間			標準時間	短時間
-	生活保護	1	0	2,400	0	0	0	0	0	4,000	0	0	0
~260万円	市民税非課税	2	0	2,400	0	0	0	0	0	4,000	0	0	0
~270万円	市民税所得割 非課税	3	0	2,400	0	0	0	0	0	4,000	0	4,800	4,800
~330万円	市民税所得割 48,600円未満	4	0	2,400	0	0	0	0	0	4,000	0	8,700	8,500
~360万円	市民税所得割 77,200円未満	5	0	2,400	0	0	0	0	0	4,000	0	12,000	11,700
~470万円	市民税所得割 97,000円未満	6	0	2,400	4,800	0	0	0	0	4,000	5,000	18,600	18,200
~550万円	市民税所得割 133,000円未満												
~640万円	市民税所得割 169,000円未満	7	0	2,400	4,800	0	0	0	0	4,000	5,000	48,000	47,100
~680万円	市民税所得割 211,300円未満												
~780万円	市民税所得割 235,000円未満	10	0	2,400	4,800	0	0	0	0	4,000	5,000	53,000	52,100
~930万円	市民税所得割 301,000円未満												
~1,130万円	市民税所得割 397,000円未満	11	0	2,400	4,800	0	0	0	0	4,000	5,000	57,000	56,000
1,130万円超	市民税所得割 397,000円以上												

※ 2号の主食費は3,000円、副食費は6,000円ですが、市の副食費負担上限額が5,000円となっているため、差額の1,000円は保護者負担となります。

※ 算定に使用する市県民税は、4月から8月までには前年度分の、9月から翌年3月までには現年度分の税額を適用します。

※ 寄附金税額控除、外国税額控除、配当割戻または株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除は、適用されません。

※ 保護者（父母）の市町村民税が非課税の場合、同居祖父母のどちらかの市町村民税が保育料の算定基礎となります。

※ 2人以上の子どもがいる場合の保育料の軽減について

【第3階層】

・ 年齢が高い順に上から2番目の子どもについては0円となります。

【第4階層～第5階層(市町村民税所得割57,700円未満の世帯)】

・ 年齢が高い順に上から2番目の子どもについては、利用者負担額は2分の1の額、3番目以降の子どもについては0円となります。

【第5階層(市町村民税所得割57,700円以上の世帯)～第12階層】

・ 同一世帯において、同時に2人以上の児童が保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設に通園している場合、年齢が高い順に上から2番目の児童については、利用者負担額2分の1の額となります。

・ 3人以上の児童がいる世帯において、年齢が高い順に上から3番目以降の児童については、利用者負担額は0円となります。

※ ひとり親世帯、在宅障がい児(者)等の世帯の保育料の軽減について

【第1子】 第2、第3階層⇒0円となります。

第4、第5階層⇒3号(3歳未満児)は3,000円となります。

【第2子以降】 第2～第5階層⇒0円となります。

※ 給食費は3人以上の児童がいる世帯において、第3子以降の児童については、申請により副食費が減免されます。

※ ひとり親世帯、在宅障がい児(者)等の世帯では、副食費の減免される場合があります。(保育課に確認)